

## イスラエルの激震

### ——司法制度改革問題が顕在化させた内的矛盾



防衛大学校名誉教授 立山 良司

#### はじめに

イスラエル政治がこれほどまでに揺れたことはない。リクードのベンヤミン・ネタニヤフ党首は昨年12月末、第6次連立政権の樹立に成功し首相に復帰した。しかし政権発足直後に打ち出した司法制度改革の試みは国論を完全に二分し、激しい反対運動は軍や経済、さらに米国との関係にも悪影響を及ぼしている。加えて極右政党の党首を主要閣僚に任命した結果、パレスチナとの対立はいつそう緊迫し、南レバノンにまで拡大する兆しを見せている。イランとの「影の戦争」は続いているが、核開発活動や影響力増大を阻止する試みはほとんど功を奏していない。

イスラエルでは2018年末に国会が解散されて以来、昨年11月初めまでに5回の総選挙が行われた。安定政権が誕生しない背景には、イスラエル社会が左と右や宗教と世俗、貧富の差、ユダヤとアラブなどさまざまに分裂し細分化されている上、汚職容疑で公判中のネタニヤフを首相として支持するか否かで政界が二分していることにある。こうした混乱の中で発足したネタニヤフ政権は「イスラエル史上、最右翼の政権」といわれており、政権内部の対立も激しい。ネタニヤフ政権がいつまで存続するか予断を許さないが、以下では司法制度改革問題を軸に、イスラエル政治が抱えている問題点や矛盾を検討する。

#### 1. 司法制度改革問題の背景

ネタニヤフ政権が実現しようとしている司法制度改革の最大目標は、最高裁を頂点とする司法府の権限を縮小し、立法府や行政府との力関係を変えることである。この目標実現のため政府・与党は、①国会が最高裁（厳密に言えば後に触れるようにHCJ）の判断を覆すことを可能とする「オーバーライド条項」の制定、②閣僚任命などに関する最高裁の審理権限のはく奪、③判事選任プロセスでの政治の発言力増大などを目指しており、一部はすでに法案として国会で審議されている。

なぜ最高裁はこのように、連立与党の右派や宗教政党から強い反発を受けているのだろうか。イスラエルの最高裁は二つの権能を持っている。一つは日本と同じように、通常の裁判の最終審としての役割である。もう一つは行政措置や立法行為に対する異議申立てを

受け、審査・判断する権能で、行政裁判所ないし憲法裁判所的な役割である。後者の役割はヘブライ語で「公正のための高等裁判所」と呼ばれ「高等」がついているが、一審制である。本稿では英語名称High Court of Justiceの略称 HCJ を用いる。

HCJ に提訴できる当事者の適格はかなり広く、それだけに HCJ は広範な訴えを扱ってきた。表 1 は制度改革を主張する右派や宗教派が従来から問題視している HCJ の判断の例である。関係分野にある通り、主に入植地、閣僚任命、およびユダヤ宗教法関係、つまり聖と俗の対立の 3 分野を中心に、右派や宗教派は HCJ の判断を「不当」としてきた。

このうち 1979 年の入植地建設に関する判断は、HCJ が「安全保障上の必要」を政府・軍の主張よりも狭く解釈し、パレスチナ人の土地所有権を確認した裁判として、現在までよく知られている。このように HCJ はいくつかの事例で入植活動にブレーキをかけており、入植活動推進派は HCJ に積年の恨みを持っている。しかし 4 節で述べるように、パレスチナ人は入植地問題を含め HCJ の役割をまったく別の視点で捉えている。

閣僚任命に関しては、シャス党首アリエ・デリの問題が顕著な事例である。ネタニヤフは昨年 12 月の組閣の際、デリを内相兼保健相に任命した。しかし HCJ は 1 月に執行猶予中であるデリの閣僚任命を不当と判断し、ネタニヤフは余儀なくデリを解任した。表 1 の通り、デリは 1993 年にも HCJ の判断で解任されている。こうした HCJ の決定を改革派は司法の政治への「不当な介入」と見なし、閣僚任命の是非に関する HCJ の審査権を取り上げる法改正案を司法制度改革案の一環として国会に上程している。

イスラエルでは世俗派と宗教派の対立も根深い。その一つがユダヤ教の宗教学校イエシュバ学生の兵役問題である。イスラエルでは男女とも 18 歳に達すると兵役義務が生じるが、イエシュバ学生は独立時以来の慣行として徴兵を免除されてきた。しかし HCJ は 2017 年、兵役の平等を主張する世俗派の訴えに基づきこの「特権」を無効とし、政府に対し 1 年以内に超正統派も兵役対象に加えた新制度の実施を命じた。ただ超正統派の強い反発や内政上の混乱もあり、新制度実現の期限は延期されてきた。その期限も今年 5 月末に迫っている。それまでに宗教派と世俗派、さらに軍が満足するような成案が得られるかも、連立政権の存続にも関わっている。

改革派の矛先は法務長官にも向けられている。法務長官は日本の内閣法制局長官のように政府を代表して法解釈を行う権限と、検察トップの役割を担っている。ネタニヤフを 3 件の汚職容疑で起訴したのは前法務長官だった。現在の法務長官も今年 2 月初め、公判中のネタニヤフが首相として司法制度改革問題に関わることは利益相反の恐れがあるとして、改革問題へ関与をしないようネタニヤフに勧告した。しかし、ネタニヤフはこの勧告

---

#### 筆者紹介

防衛大学校名誉教授、(一財)日本エネルギー経済研究所客員研究員。専門は中東の国際関係。早稲田大学卒。(財)中東経済研究所研究主幹、防衛大学校教授などを歴任。主な著編書に『ユダヤとアメリカ:揺れ動くイスラエル・ロビー』(中公新書, 2016年),『イスラエルを知るための 62 章』(2018年, 明石書店)など。

---

(表1) 改革派が問題視する HCJ の判断事例

関係分野	年	内容
入植地	1979	入植地エロン・モレーの撤去命令。政府主張の「安全保障上の必要」との理由を却下, パレスチナ人の土地所有権を確認。政府, 軍, 入植活動推進派に打撃を与えた。
閣僚解任	1993	汚職などで起訴された内相アリエ・デリと副宗教相ラファエル・ピンハシ (いずれもシャス) の解任を命令。デリは2023年1月にも解任を命じられ辞任。
ユダヤ法	2011	公共交通機関での男女の乗車部分の分離は違法と判断。
入植地	2014	「不法 (政府が未承認)」入植地アモナの2年以内の完全撤去命令。パレスチナ人の土地所有権確認。
入植地	2015	入植地オフラの9戸取壊し命令。パレスチナ人の土地所有権確認。
徴兵/宗教	2017	イエシュバ (宗教学校) 学生の徴兵免除を定めた法を無効と判断, 1年以内の新制度設置を命令 (この問題での対立は継続, 新制度はできていない)。
ユダヤ法	2020	過越しの祭期間中に病院に種入りパンの持ち込み禁止は違法と判断 (2023年3月, 過越しの祭期間中, 種入りパンの持ち込みを禁止する新しい法成立)。
入植地	2020	土地所有権問題で「不法 (政府が未承認)」状態となっている入植地を「合法化」する法律 (2017年成立) を「憲法的基準を満たしていない」と無効判断。
ユダヤ法	2021	同性カップルまたは单身男性が代理母を依頼する権利を合法と判断。
閣僚解任	2023	執行猶予中のアリエ・デリ・シャス党首の内相兼保健相就任を「法的合理性に著しく欠ける」として解任を命令。ネタニヤフはデリを解任。

(出所) 筆者作成

の受け入れを拒否し, 自ら改革の動きを主導している。この事例が物語っているように, 右派や宗教派は法務長官の権限を過大と見ており, 司法制度改革の一環としてその権限縮小を画策している。

## 2. 右派・宗教派の台頭と司法問題

最高裁 (HCJ) を頂点とする司法への反発や批判は, ユダヤ教超正統派が宗教法の優位を主張するなど, イスラエルの独立当初からあった。ただこうした批判は少数派によるものだった。しかし時代が下るにつれて, 司法に対する批判は右派や宗教派の間で次第に強まり, 1990年代に入ると「世俗左派が司法を通じ国を牛耳っている」といった陰謀論まで登場するようになった。

司法への批判拡大の大きな背景は, イスラエルのユダヤ社会で右傾化, 宗教化が進行したことである。もともとシオニズムは世俗的な民族主義として発展したが, その根底にある「ユダヤの民」や「約束の地」といった思想は, 完全にユダヤ教に依存している。しかも国民統合や国防上の必要から, 学校や軍, 社会でユダヤ性に力点を置いた愛国的な教育が盛んに行われてきた。さらに1990年代後半以降になるとパレスチナとの和平プロセスが

頓挫し、第2次インテッファダやヒズボラとの武力衝突、ガザ地区との度重なる武力衝突など、暴力の応酬が相次いだ。またこのころからイラン脅威論がさかんに強調され始めた。

こうした愛国教育や脅威の増大が、イスラエルのユダヤ社会を右傾化、宗教化させた。イスラエル民主主義研究所の意識調査では、自らを右派と考えている回答者の割合は増え続けており、2000年代前半には40%強だったが、2022年には62%に増えている。一方、左派の減少傾向は止まらず、2022年には11%にまで減少している。また超正統派のように戒律を順守するわけではないが、ユダヤ教の教えや習慣を重視する伝統派と呼ばれる層も相当数いて、宗教派の重要な一角をなしている。

加えて宗教シオニズムの台頭が著しい。宗教シオニズムは「約束の地」をユダヤ人が支配することで、メシアによる救済が早まると主張し、占領地からの撤退やパレスチナ国家樹立に断固反対している。その極端な主張のため、1990年代ごろまで政治的に弱小だったが、ユダヤ社会の右傾化、宗教化を背景に2000年代には一定の議席を国会で確保するようになった。そうして昨年11月の総選挙では、3宗教シオニズム政党が連合した文字通り「宗教シオニズム」という合同リストが14議席を獲得し、ネタニヤフの政権復帰の大きな原動力となった。

こうして樹立されたネタニヤフ政権はリクード、宗教シオニズム3政党、それに2宗教政党という、これまでそれぞれの立場から司法制度改革を主張してきた6党だけで構成されている(表2)。しかもネタニヤフ自身、汚職容疑で起訴されて以来、自らの首相としての地位を守り裁判を有利に運ぶため、積極的な改革主義者に変身した。国会の過半数を握っている連立6党は「今こそ改革実現の好機」と考え、政権発足直後から改革に乗り出し

(表2) 第6次ネタニヤフ政権の連立与党

政党	特徴	議席
リクード	右派	32
宗教シオニズム	宗教シオニズム	7
ユダヤの力	宗教シオニズム	6
ノアム	宗教シオニズム	1
シャス	超正統派	11
統一トーラー	超正統派	7
合計		64

(注) 宗教シオニズム3党は2022年11月の総選挙では合同リストを結成、選挙後に解消。

(出所) 筆者作成

たのである。

国会の過半数を背景に改革派は「国民の多数が支持」と主張している。しかし、6党全体でも半分以上の有権者の支持を得ているわけではない。イスラエルでは少数政党の乱立を防ぐため、得票率が3.25%を超えた政党だけが国会で議席を獲得でき、超えなかった政党への投票は死票となる。そのため投票率と獲得議席の割合は必ずしも一致していない。実際、6党の得票率の合計は48%であり、「国民多数の支持」とはいえない。

### 3. 一気に拡大した改革反対運動

1月初めに改革案が公表された直後から、激しい反対運動が始まった。特に毎週末にはテルアビブやエルサレムなどで反対集会やデモが行われ、日によっては合計で数十万人が参加している。野党もこぞって反対運動の側につき、法曹界からも反対や批判の声が相次いだ。2月中旬に行われた世論調査では、66%が基本法に反する法律を無効とする権限をHCJから奪うべきではなく、63%が判事選任手続きを変える必要はないと回答している。

抗議拡大で最も衝撃的だったのは、3月初めに予備役の戦闘機パイロット約40人が所定の訓練への参加拒否を表明したことだった。軍内での抗議の輪はさらに他の予備役にも広がった。人口が少ないイスラエルでは、主要な軍務の多くは予備役が担っている。例えば最初に訓練参加拒否を表明したパイロット部隊はエリート軍人として知られ、イランとの「影の戦争」の中心となっているシリアへの空爆に繰り返し参加している。こうした事態に軍幹部は「軍が弱体化しているとの印象を外部に与え、抑止力を損なう」との危機感を抱いた。

その軍を所掌するヨアブ・ガラント国防相が3月26日、ネタニヤフによって突然解任された。ガラントはリクード所属だが、軍幹部と危機感を共有し司法制度改革の動きを凍結するよう進言した結果、ネタニヤフの怒りを買ったといわれている。しかしネタニヤフにとって、国防相解任は大きな政治的誤算だった。翌27日には全国的なゼネストが行われ、テルアビブのベングリオン空港も一時停止する事態となった。さすがのネタニヤフもこれには対抗できず、27日夜、国会休会中の4月末まで改革の動きを一時凍結すると発表した。さらにガラント解任手続きを公式化せず、彼は現在も国防相を務めている。

改革問題は経済にも悪影響を及ぼしている。規制強化や司法の弱体化を嫌うハイテク産業やスタートアップ企業関係者の多くは改革に反対するとともに、強引な改革の試みが社会を混乱させることを強く懸念している。3月末に行われた調査では、スタートアップ企業の80%、投資家の84%が、制度改革は自分たちや投資先企業に悪影響を与えると回答している。現にいくつかの有力企業が資産を国外に移転した。さらに4月中旬にはムーディーズが、イスラエルのソブリン格付けをA1のまま、見通しを「積極的」から「安定」に引き下げた。これに対しネタニヤフは「イスラエルの経済は依然力強い」と反論したが、市

場の見方はそうではない。テルアビブ株式市場では今年に入り下落傾向が続き、通貨シェケルも下がっている。

#### 4. まったく異なるパレスチナ人の視点

イスラエル国籍を持つパレスチナ人ユーセフ・ムナイイェルが『フォーリン・ポリシー』への寄稿で、イスラエル最高裁は「ユダヤ人の優位性を守る制度の中核」と批判しているように、司法制度改革問題に向けられたパレスチナ人の視点はまったく異なっている。

イスラエルは自国を「ユダヤ的かつ民主主義的な国家」と自己規定し、この二つの原則を調和させているとしてきた。だが近年、ユダヤ人の間で右傾化や宗教化が進むにつれて、「ユダヤ的」がますます前面に出てきている。その一つの帰結が、2018年に成立した「基本法：ユダヤ民族国家」である。改めてイスラエルをユダヤ人の「民族国家」と規定し、ユダヤ暦やヘブライ語を公式化した。その一方で全国民の平等は明示されず、アラビア語は公式言語に代わって「特別な地位」とされた。これに対しパレスチナ人が異議を申し立てたが、HCJは2021年、ユダヤ性の強調と民主主義的性格は矛盾しないとして異議を却下した。ムナイイェルらパレスチナ系国民の目に、HCJのこの判断は「ユダヤ人の優位性」を法的に担保する決定と映ったのである。

占領下にある東エルサレムや西岸のパレスチナ住民はいっそう厳しい状況を強いられている。入植地建設のための土地収用、令状や裁判なしの身柄の拘束、入植者による暴力など、基本的人権を無視した占領が半世紀以上も続いている。それだけに占領地のパレスチナ住民にとってイスラエルの司法は、占領状態を法的に容認・固定する装置となっている。

確かにHCJはパレスチナ人の土地所有権を確認し、入植地建設に制限を加える決定をしたことがある。しかし、それはごくわずかな事例でしかない。そもそもHCJは入植地建設を違法としていない。その根拠としてHCJは、入植地建設を違法とするジュネーブ第4条約（注）は国際慣習法として十分確立されておらず、かつ入植地問題は「政治的問題」のため司法は介入すべきでない、などの見解をとってきた。「政治的問題」とは日本における統治行為論と似た概念で、司法が問題を政治的と見なし自らの判断を回避する法的な論理である。

被害者が死亡した場合のテロ事件では多くの場合、犯人が住んでいた家は封鎖ないし取り壊される。こうした行為は罪のない家族を巻き込んだ「集団的懲罰」であり、国際法上は禁止されている。しかしHCJはほとんどのケースで、「抑止効果がある」との理由でパ

---

(注) ジュネーブ第4条約は紛争や占領下での文民の保護を規定している国際法で、1949年に署名、1950年に発効した。その49条6項は「占領国は、その占領している地域へ自国の文民の一部を追放し、又は移送してはならない」と定めており、国際法上、入植地は違法との判断の根拠となっている。

レスチナ人からの差し止め請求を却下している。だが抑止効果は実証されておらず、むしろ新たな憎悪を生み出しているのが現実だろう。またイスラエル側が「安全フェンス」と呼び、パレスチナ側が「分離壁」あるいは「アパルトヘイト壁」と呼ぶ西岸に建設された「壁」に関しても、HCJは国際司法裁判所（ICJ）の「違法」との勧告的意見を取り入れず、「安全確保」を理由に合法と判断している。

このようにHCJは占領地におけるさまざまな問題を扱っているが、第一に考慮されることはイスラエルやユダヤ人入植者の「安全」確保であり、パレスチナ人の基本的人権ではない。占領地を含めイスラエルの支配地域には、ユダヤ人とパレスチナ人がそれぞれ700万人強住んでいる。つまりどちらが少数民族といった状況はなく、「一国家二民族」状態が現実となっている。それにもかかわらずユダヤ人が優位に扱われ、その状態を司法も支え、占領を容認してきた。パレスチナ人からみれば、司法制度改革をめぐる対立は、人口の半数を占める自分たちを取り巻く法的状況に変化を来さないユダヤ人だけの問題なのである。

## 5. 対外関係にも悪影響

### (1) 米国の懸念

1月中旬にイスラエルを訪問したジェイク・サリバン大統領補佐官（国家安全保障問題担当）がネタニヤフとの非公式会談で、司法制度改革問題について協議したと報じられたように、バイデン政権はかなり早い段階からこの問題に関し懸念を持ち、それをイスラエルに伝えていた。バイデン自身も3月下旬に、「このまま突き進むことはできない」と発言している。現職大統領としては、イスラエル内政への「介入」とも受け取れる異例のコメントといえる。

懸念や批判は米議会からも出ている。上下両院の90人以上の民主党議員が3月上旬、司法制度改革はイスラエルの民主主義国家としての地位を脅かし、米・イスラエル関係を損なう恐れがあるとの書簡をバイデンに送った。書簡はまた、不安定化する西岸情勢にも言及している。無批判にイスラエルを支持する傾向が強い共和党議員の一部からも、司法制度改革の動きがイスラエルの安全保障に悪影響を及ぼすとの懸念が出ている。

米国のユダヤ社会は、政権や議会以上にイスラエルの動きを注視している。もともと米国のユダヤ人はリベラルな傾向が強い。彼らは基本的にイスラエル支持だが、司法制度改革に関しては非民主主義的として多数のユダヤ人が反対している。さらに一部はパレスチナ問題に関しても、ネタニヤフ政権の強硬姿勢を批判している。内部から批判が公然と出ているため、AIPAC（米イスラエル公共問題委員会）など主流派のイスラエル支持団体もこれまでのところ、組織内の意見集約ができず公的立場を打ち出していない。もしネタニヤフ政権が司法制度改革を強行し、西岸の事実上の併合を推し進めれば、米ユダヤ社会と

イスラエルとの間に近年生じ始めた溝はさらに広がるだろう。

## (2) 占領地の緊張とヨルダンの懸念

司法制度改革問題をめぐる混乱に加えて、極右政党が強い発言力を持っているネタニヤフ政権の発足で、東エルサレムで緊張が高まるなどパレスチナ情勢はこれまで以上に緊迫している。今年初めから占領地でイスラエル兵に殺害されたパレスチナ人の数は第2次インティファダ後では最悪のペースで増加している。特にラマダン中で過越しの祭初日というイスラム、ユダヤ両方の宗教行事が重なった4月5日に、イスラエル警察がアル・アクサ・モスクにいたパレスチナ人を強制排除した。このため対立は一気に拡大し、翌6日にかけてガザ、さらに南レバノンからイスラエルに向けロケットが発射され、イスラエルも報復攻撃を行った。

南レバノンからのロケット発射は2006年以来という大規模なものだったが、ハマスによるもので、ヒズボラが「参戦」したわけではなく、事態のエスカレートは回避された。だがイスラエル政府や軍は司法制度改革をめぐる混乱が、ハマスなどに「イスラエルは弱い」との印象を与えたと見ている。さらに南レバノンからのロケット発射は、ハマス単独ではなく、ヒズボラとその背後にいるイランも関係していたと見ており、イランの動きをいっそう警戒する要因となっている。

パレスチナ情勢の緊迫はパレスチナ自治政府の統治能力の劣化とも関係している。自治政府は汚職やネポティズム、人権侵害など多くの問題を抱えている。その上、2000年代半ばから大統領選挙も議会選挙も実施しておらず、権威主義体制化が進んでいる。このためマフムード・アッバス大統領への支持は極端に低く、今年3月に行われた調査では、回答者の77%がアッバスは辞任すべきと答えている。そのアッバスも今年11月には88歳を迎えるが、後継者選出の手続きは明確ではなく、何かあれば混乱に陥る恐れがある。

ヨルダンもパレスチナ情勢の緊迫に強い懸念を持っており、イスラエルの強硬策にたびたび抗議をしている。米国も同様の懸念を持っており、2月と3月には米国主導でイスラエル、パレスチナ自治政府、それにヨルダン、エジプトの政府関係者が集まり、緊張緩和に向けた協議を行った。しかし東エルサレムや西岸の状況が改善される兆候はない。5月初めにも、獄中でハンガーストライキをしていたメンバーが死亡したことをきっかけに、ガザのパレスチナ・イスラム聖戦 (PIJ) がイスラエルに向け繰り返しロケットを発射し、イスラエルも報復攻撃をした。エジプトの仲介による停戦合意で状況が沈静化した5月14日までに、ガザでは民間人を含め33人が死亡し、イスラエルでも民間人2人（うち1人はガザから出稼ぎのパレスチナ人労働者）が死亡しており、大規模軍事衝突が発生する危険は絶えず存在している。

### (3) 変化する中東情勢の中で

3月10日、イランとサウジアラビアが関係修復の意向を発表したことは、中東全体に大きな衝撃を与えた。しかも中国の仲介だったことは、国際政治の力関係の変化を如実に示すもので、いっそう衝撃的だった。ただ中国がゼロから関係修復をお膳立てしたわけではない。2カ国は2021年からイラクの仲介で修復に向けた話し合いを行っており、中国が最後の仕上げをしたといえる。

サウジアラビアの「反イラン枢軸」参加を期待していたイスラエルにとって、関係修復のニュースは大きなショックだったとの見方がある。だがこの見方はあまり的を射ていない。サウジアラビアを含む湾岸アラブ諸国にとってイランは隣接する強国であり、警戒しながらもイランと共存を目指す立場にあるからだ。むしろイスラエルにとって関係修復が意味する重大な問題は、この10年ほどの間にシリアやイエメンなどのアラブ諸国にイランがプレゼンスを築いたという現実をサウジアラビアが受け入れ、それを追認したことだろう。現にサウジアラビアは、イランのプレゼンスを受け入れているシリアのバシシャル・アサド政権との関係修復にも乗り出している。

その意味でイスラエルから見て、イランの脅威はますます強まっている。しかも今年2月の国際原子力機関（IAEA）の報告によると、イランは60%の濃縮ウランを87.5kgも蓄積するなど、核兵器の製造能力を持つ「核敷居国」になったとの見方が強い。またロシアとの軍事協力を通じ、ドローンやミサイルなどの開発・製造能力も高めている。イスラエルはイランとの「影の戦争」を続けているが、サウジアラビアの追認が示唆しているように、拡大するイランの脅威を巻き返すことはできていない。現時点でイスラエルには、イラン国内の複数の核施設を同時に攻撃する能力はないといわれているが、数年後には可能になるとの見方が多い。国内政治が過熱している中で、イスラエルが中東の安全保障環境の変化を冷静に見続けることができるかは今後の大きな焦点である。

一方、アラブ首長国連邦（UAE）やサウジアラビアは今後も、イスラエルと公式、あるいは非公式な関係を拡大するだろう。イランとの関係を修復しても、多くのアラブ諸国にとってイランが重大な脅威であることに変わりはなく、米国の中東離れはさらに進んでいる。また脱炭素への対応を含め経済発展も喫緊の課題である。それだけにイスラエルとの関係拡大は、防衛協力や相互投資、技術協力など安全保障、経済の両面で大きな意味を持っている。ただパレスチナ情勢の緊迫が続く限り、サウジアラビアがイスラエルとの公式関係に踏み切ることはあり得ない。

### 結び—イスラエルが内包する矛盾

司法制度改革をめぐる混乱は収束の兆しを見せていない。国会休会中の3月末から4月末の約1カ月、ネタニヤフが改革推進の動きを「凍結」し、ヘルツォッグ大統領の仲介で

与野党が妥協を模索した。しかし成果は出ず、この間、改革反対派も支持派も大規模なデモを繰り返し、「妥協をするな」と政治に圧力を加えている。

政治的混乱で2023年予算もまだ成立していない。もし5月29日までに不成立となれば、国会は自動解散となり内閣は総辞職に追い込まれる。このところの世論調査では、現時点で総選挙が行われた場合、現在の連立6党はリクードを中心に議席を減らし過半数を割ると予測されている。ネタニヤフにとって早期総選挙は何としても避けたいシナリオだろう。

ところで今年はオスロ合意（暫定自治合意）調印からちょうど30年にあたる。バイデン政権は今も二国家解決案の実現を政策目標に掲げているが、具体的には何もしていない。イスラエルによる事実上の西岸併合やパレスチナ自治政府の機能不全で、オスロ合意に基づく和平プロセスの再開はまったく期待できない。その一方でこの30年間に、イスラエルのユダヤ社会は大きく変わった。右傾化や宗教化が進み、ユダヤ性がいっそう強調されるようになった。さらに宗教シオニズムを掲げる政党が存在感を示している。もはや二国家解決案の実現は、イスラエル政治のアジェンダから外されたといつてよい。

だが和平プロセスの失敗は、イスラエルに決定的な内的矛盾を突き付けている。「一国家二民族」という現実が固定化し、イスラエルはユダヤ人とほぼ同数のパレスチナ人を「二級市民」、あるいは占領下に置く状況から逃れられないからだ。イスラエルは「ユダヤ的かつ民主主義的」という二つの原則の両立は可能と自負してきた。しかし司法制度改革問題が明らかにしたように、「ユダヤ的」の比重がますます高まり、司法の独立という民主主義の根幹すら危うくなっている。さらにパレスチナ人からみれば、イスラエルの司法は「民主主義的」とは程遠いユダヤ人を優先する制度でしかない。イスラエル自らが作り出した「一国家二民族」という現実は、「民主主義国イスラエル」を内部から掘り崩し始めている。

(2023年5月15日脱稿)

\*本稿の内容は執筆者の個人的見解であり、中東協力センターとしての見解でないことをお断りします。